2　主電源を構成する発電設備は、外洋航行船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一～五　（略）

（電路の布設）

第二百五十八条　外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船等における配線）

第二百六十条　外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉囲された場所その他の火災の危険が多い閉囲された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3　（略）

（主照明装置）

第二百六十八条の二　（略）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、総トン数九五〇トン以上のケープタウン適用船（外洋航行船を除く。）に備え付ける主照明装置について準用する。

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）

第二百八十五条　（略）

2　外洋航行船及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケープタウン協定適用船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～四　（略）

3　（略）

4　前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5　（略）

（自動スプリンクラ装置）

第二百八十九条　船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリンクラ装置であつて電気式のものは、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船のスプリンクラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2　（略）

2　主電源を構成する発電設備は、外洋航行船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一～五　（略）

（電路の布設）

第二百五十八条　外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船における配線）

第二百六十条　外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉囲された場所その他の火災の危険が多い閉囲された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3　（略）

（主照明装置）

第二百六十八条の二　（略）

（新設）

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）

第二百八十五条　（略）

2　外洋航行船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～四　（略）

3　（略）

4　前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5　（略）

（自動スプリンクラ装置）

第二百八十九条　船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリンクラ装置であつて電気式のものは、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び係留船のスプリンクラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2　（略）